

子育て期に離職する女性の働き方

女性の勤続年数が短いのは、仕事と家庭の両立が困難なために働き続けられないためです。女性の年齢別の就業率をみると、M字型のカーブを描くように、出産・子育て期にあたる30歳代が低くなっています。一方、働くことを希望しながらも働いていない人を加えた潜在的労働力率をみると、30歳代の労働力率は上がります（データ4）。

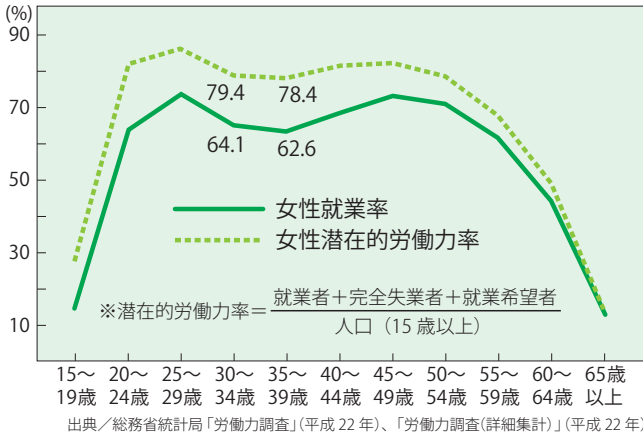
働くことを希望しながらも求職活動を行っていない女性の理由を聞いた調査（総務省「労働力調査」平成22年）では、「家事・育児のために仕事が続けられそうにない」をあげた女性（30〜34歳代）の割合が最も高くなっています。女性が働き続けるためには、仕事と家庭の両立ができる環境の整備が求められます。

女性の半数は非正規労働

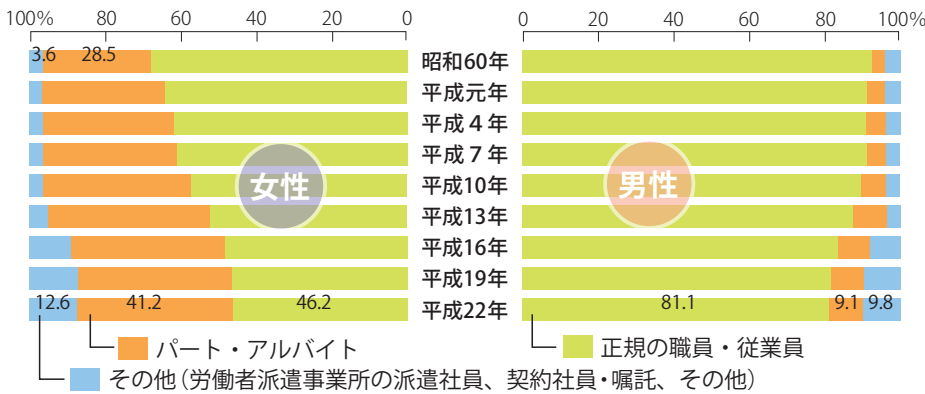
また、女性に多いのがパート・アルバイトなどの非正規労働です。パートタイム労働などの非正規労働は、仕事と家庭の両立がしやすい反面、正規労働に比べ、賃金や身分も不安定でキャリアを積むことも難しくなります。

近年、不況の影響で男女ともに非正規の割合が増加傾向にあるなか、女性の割合は昭和60年の32・1%から平成22年には53・8%にまで増え、過半数を占めています（データ5）。

データ4 年齢別就業率及び潜在的労働力率



データ5 雇用形態別に見た役員を除く雇用者の構成割合の推移（性別）



出典/昭和60年～平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)

均等法施行から25年「生き延びる人」になるために

福沢恵子 ジャーナリスト・昭和女子大学客員教授

私は1982年に就職活動を経験しましたが、当時は「男子のみ募集」という求人が圧倒的で、女性が応募できる企業はほとんどありませんでした。男女雇用機会均等法（以下「均等法」と略）施行以前は大手企業の約7割が四年制大卒女子を採用していなかったのです。86年の均等法施行後は、約1%の「総合職」（＝男性と同じ教育訓練や昇進ができる職種）と圧倒的多数の「一般職」（＝従来女性のみの対象の「コース別採用」の時代が続く）が続き、99年に改正均等法が施行されてようやく女性の活用が本格的に始まりました。つまり、日本の社会では雇用において男女が同じ地点からスタートできる土壌が確立してから、実はたった12年しか経っていないのです。

これは女性に限ったことではありませんが、このような状況で「生き延びる」ためには、雇用されている・いないにかかわらず全ての人々が「自営業的感覚」を持つことが必要ではないかと思えます。これは「自分の所属する組織がなくなっても、自分の力で仕事を作り出す能力」を身につけるといえることです。また一方で、セーフティ・ネットの整備、たとえ失業しても経済的な心配をすることなく、教育訓練を受けながら次の仕事を探せるような社会的なサポート体制も必要です。女性はライフステージにより就業スタイルに変化が生じやすいこともあり、「変化に対応する資質」を磨く姿勢が一層求められます。

一方、均等法施行以前には約7割の女性が正規雇用の労働者として働いていたものが、現在では5割に満たない状況になっています（ちなみに男性の場合は正規雇用で働く人が約8割です）。もちろん、正規雇用だけが「正しい就業のあり方」という訳ではありません。しかし、本人が正規雇用を望んでいるにもかかわらず、アルバイトやパート、契約社員や派遣といった非正規雇用ではたらくことを余儀なくされているとしたら、また、実質的に

は正規雇用と同等の仕事内容や責任を期待されながら、それにふさわしい待遇が確保されていないとしたらこれは大きな問題です。雇用の視点に立てば厳しい経済環境の下ではむしろ正規雇用を増やせないという状況もあります。現行の労働法では正規雇用の解雇は非常に難しいからです。したがって雇用を確保するためには非正規での雇用を選択せざるを得ないこともあり得ます。ただ、その場合も「同一労働、同一賃金」の原則は貫かれるべきです。

現在では5割に満たない状況になっています（ちなみに男性の場合は正規雇用で働く人が約8割です）。もちろん、正規雇用だけが「正しい就業のあり方」という訳ではありません。しかし、本人が正規雇用を望んでいるにもかかわらず、アルバイトやパート、契約社員や派遣といった非正規雇用ではたらくことを余儀なくされているとしたら、また、実質的に

PROFILE

福沢恵子
1958年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒。朝日新聞記者を経てフリーのジャーナリストとして独立。「女性と仕事」をテーマに就業、人材開発などの執筆・講演を行う。東京家政大学人間文化研究所助教授、同客員研究員、日本女子大学リカレント教育課程客員教授を経て、2010年より昭和女子大学客員教授、(財)女性労働協会専務理事を務める。